短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

重要事項説明書

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設 リハビリセンターグリーン TAOKA
・開設年月日　　平成３年９月３日（令和６年７月１日移転）
・所在地　　徳島市川内町北原３１番地３
・電話番号　　０８８－６７８－５５５５
FAX 番号　　０８８－６７８－５８６５
・管理者　　中川　清美
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（　3650180205 号 ）

（２）短期入所・介護予防短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護（予防含）は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話など、介護支援専門員が立案した計画を基に一定期間介護保健施設に入所し、理学療法士、作業療法士及び介護職員の支援のもとで利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、より快適に安心して家庭での生活をしていただきます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設リハビリセンターグリーン TAOKA の運営方針］

リハビリセンターグリーン TAOKA では、入所者の皆さんが、安心して生活が出来、入所者の自立の支援と、家庭復帰を目指しております。また、明るく家庭的な雰囲気を重視し、家族や地域との連携を密にした運営をいたしております。

（３）施設の職員体制　　※必ず配置が必要な人員数を表記しております

	常勤	夜間	業務内容
・医師	１名以上		診療医学管理・指導管理
・管理者	１名以上		運営管理
・看護職員	10 名以上	（１名）	看護業務
・薬剤師	１名以上		薬剤管理
・介護職員	22 名以上	（３名）	介護業務
・支援相談員	１名以上		相談業務
・理学療法士	１名以上		リハビリ業務・指導管理
・作業療法士	１名以上		リハビリ業務・指導管理
・言語聴覚士	１名以上		リハビリ業務・指導管理
・介護支援専門員	１名以上		サービス計画書作成指導管理
・(管理)栄養士	１名以上		栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画及び栄養指導
・事務職員	１名以上		事務業務
・その他職員	１名以上		清掃・洗濯・営繕業務

（４）職員の勤務体制

医師	日勤	8:30 ～ 18:15	支援 相談員	早出③	8:00 ～ 16:45
薬剤師	日勤①	8:30 ～ 17:15		日勤①	8:30 ～ 17:15
看護職員	早出②	7:30 ～ 16:15		日勤②	9:00 ～ 17:45
	日勤①	8:30 ～ 17:15	リハビリ 職員	日勤①	8:30 ～ 17:15
	夜勤①	16:15 ～ 翌 9:15		日勤②	9:00 ～ 17:45
	準夜	16:15 ～ 翌 1:00	メディカルサポーター	日勤①	8:30 ～ 17:15
介護職員	早出①	7:00 ～ 15:45	通所 リハビリ	早出③	8:00 ～ 16:45
	日勤①	8:30 ～ 17:15		日勤①	8:30 ～ 17:15
	日勤②	9:00 ～ 17:45		日勤②	9:00 ～ 17:45
	遅出①	10:00 ～ 18:45	（管理） 栄養士	日勤①	8:30 ～ 17:15
	遅出②	10:45 ～ 19:30		日勤②	9:00 ～ 17:45
	遅出③	11:00 ～ 19:45	事務等	早出②	7:30 ～ 16:15
	夜勤②	16:30 ～ 翌 9:45		早出③	8:00 ～ 16:45
	深夜	2:00 ～ 10:45		日勤①	8:30 ～ 17:15
介護支援専門員	日勤①	8:30 ～ 17:15		日勤②	9:00 ～ 17:45

（５）入所定員等

・定員　　９５名

・療養室　　個室　７室、２人室　１０室、４人室　１７室

（６）通所定員　　３０名

（７）短期入所定員　　１０名

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案
② 短期入所（予防）療養介護計画の立案
③ 通所（予防）リハビリテーション計画の立案
④ 食事提供（食事は食堂でお召し上がり頂けますが、体調不良時等は自室でお召し上がりいただくことも可能です。）

朝食　　８時００分～
昼食　１２時００分～
夕食　１７時３０分～

⑤ 医学的管理・看護
⑥ 介護
⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
⑧ 相談援助サービス
⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑩ 理美容サービス
⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑫　行政手続代行
⑬　その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、徳島市、北島町、松茂町にお住いの方を対象とさせていただきます。

４．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
・名　称　　医療法人　きたじま倚山会　きたじま田岡病院
・住　所　　板野郡北島町鯛浜字川久保３０番地１
・名　称　　医療法人 倚山会　田岡病院
・住　所　　徳島市万代町４丁目２番２
・名　称　　社会医療法人　養生園　TAOKA こころの医療センター
・住　所　　徳島市城東町２丁目７番地９

・協力歯科医療機関

・名　称	ひまわり歯科	喜多デンタルクリニック
・住　所	徳島市勝占町中須 92-1	徳島市沖浜 3 丁目 64 番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には「本重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先にご連絡致します。

５．施設利用に当たっての留意事項

・面会時間について
９時３０分から１１時３０分、１４時００分から１６時００分までです。
（但し、感染症対策により面会方法及び時間を変更させていただく場合がございます。その際には詳細をご連絡致します。）
・外出について
外出の際には必ず行き先と予定日時を事前に「外出届」をご提出下さい。
（感染症対策により当施設の医師の判断により外出を制限させていただく場合がございます。）
・金銭、貴重品の管理について
現金等は原則居室に持ち込むことはできません。ただし、やむを得ない場合はお小遣い程度の現金を事務所にて管理することは可能です。

６．カスタマーハラスメントへの対応

（１）基本方針

当施設は、利用者および家族との信頼関係を大切にし、適切なサービス提供に努めます。同時に、職員が心身ともに健康で安心して業務に従事できる職場環境の確保に努めています。そのため、利用者または利用者の家族、身元引受人その他関係者等からの不当な言動や過度な要求が職員の心身に支障を及ぼす場合には、施設として適切な対応を行います。

（２）カスタマーハラスメントの定義

当施設では、以下のような言動を「カスタマーハラスメント」と位置づけています。

・暴言、威圧的な言動、侮辱、人格否定
・過度な叱責、長時間の説教・電話、面談の要求、反復的な非難
・契約内容を逸脱した過度なサービス要求、執拗な要望
・職員個人への執拗な連絡、私的情報の詮索
・セクシュアルハラスメントに該当する言動
・暴力、物品の破損、脅迫に類する行為
・その他、職員の心身に支障を及ぼす行為全般

（３）施設の対応

上記の行為が確認された場合、当施設は以下の手順により対応します。

① 事実確認：関係職員から状況を聴取し、事実関係を確認します。
② 改善のお願い：管理者または担当職員より、言動の改善をお願いする場合があります。
③ 書面での注意喚起：改善がみられない場合、施設として書面により注意喚起を行います。
④ サービス提供の見直し：必要に応じて、担当者の変更、面会方法の調整、連絡手段の制限など、サービス提供方法を見直すことがあります。
⑤ 契約解除に関する事項：改善が得られず、施設運営や他利用者への影響が大きい場合、また信頼関係が損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合は、当施設は本契約を解除することができるものとします。
⑥ 警察・行政への相談：暴力、脅迫、器物破損などの行為があった場合には、警察や行政へ相談することがあります。

（４）職員保護と相談体制

職員がハラスメントを受けた場合には、速やかに管理者へ報告し、施設として対応します。職員個人が単独で対応することは求めません。また、必要に応じて法人本部、産業医、外部相談窓口等と連携し、職員の心身の安全を確保します。

（５）利用者・家族等へのお願い

当施設は、利用者が安心して生活できる環境を守るため、職員が適切なサービス提供に専念できる職場環境の維持に努めています。ご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

７．非常災害対策

・防災設備　…　スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台
・防火訓練　…　年２回

８．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「火気の取り扱い、喫煙、飲酒、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み」は禁止とさせていただきます。

９．緊急時の連絡先

緊急の場合には、「本重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

１０．苦情相談窓口

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

苦情担当窓口	看護部　師長　　日野 沙織 電話：（０８８－６７８－５５５５）
各機関	□ 徳島市高齢介護課 電話：（０８８－６２１－５５８６）
	□ 課 電話：（　　－　　－　　）
	国民健康保険団体連合会 電話：（０８８－６６５－７２０５）

個人情報の保護に関する説明について

「介護老人保健施設 リハビリセンター グリーン TAOKA」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する、介護老人保健施設基本方針のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

利用者の介護サービスの提供に必要な利用目的

【介護老人保健施設内部での利用目的】

◎ 当施設が利用者等に提供する介護サービス

◎ 介護保険事務

◎ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち以下のもの

１．入退所等の管理　　３．事故等の報告

２．会計・経理　　４．当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

◎ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち以下のもの

１．利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業者との連携、照会への回答

２．利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

３．検体検査業務の委託その他の業務委託

４．家族等への心身の状況説明

◎ 介護保険業務のうち以下の業務

１．保険事務の委託　　３．審査支払機関又は保険者からの照会への回答

２．審査支払機関へのレセプトの提出

◎ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

◎ 当施設の管理業務のうち以下のもの

１．医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

２．当施設において行われる学生への実習への協力

３．当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

◎ 当施設の管理業務のうち以下のもの

１．外部監査機関への情報提供

＜別紙１＞

短期入所・介護予防短期入所療養介護について

１．入所受け入れ基準及び介護保険証の確認

◇介護保険証　　各市町村より要支援・要介護認定を受けている方

◇高度の医療を必要とせず、在宅生活のより充実な営みを有する為、短期的及び定期的なリハビリを有する方

２．短期入所・介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所（予防）療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所（予防）療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

【介護保険給付適応分】

◎　短期入所療養介護費（介護サービス費）

【介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分で、介護保険の給付割合（１～３割負担）によっても料金が異なります。】

	「多床室」	「従来型個室」
・要支援１	６７２ 単位	６３２ 単位
・要支援２	８３４ 単位	７７８ 単位
・要介護１	９０２ 単位	８１９ 単位
・要介護２	９７９ 単位	８９３ 単位
・要介護３	１,０４４ 単位	９５８ 単位
・要介護４	１,１０２ 単位	１,０１７ 単位
・要介護５	１,１６１ 単位	１,０７４ 単位

≪加算≫　◎…必須　△…対象者のみ

◎　夜勤体制配置加算　…　２４単位／日

【夜勤帯に加算要件を満たす人員を配置した場合に加算されます】

◎　サービス提供強化加算Ⅱ　…１８単位／日

【介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上の場合に加算されます】

◎　在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）　…５１単位／日

【地域に貢献する活動を行っており、『在宅復帰・在宅療養支援当指標※』が一定の数値以上（“Ⅰ”は合計が４０点以上、“Ⅱ”は合計が７０点以上）である場合に加算されます。】

※『在宅復帰・在宅療養支援等指標』（以下の 10 項目の合計、最高 90 点）	
(1) 在宅復帰率	50%超で 20 点、30%超で 10 点
(2) ベッド回転率	10%以上で 20 点、5%以上で 10 点
(3)入所前後訪問指導割合	35%以上で 10 点、15%以上で 5 点
(4)退所前後訪問指導割合	35%以上で 10 点、15%以上で 5 点
(5)居宅サービスの実施数	3 ｻｰﾋﾞｽで 5 点、2 ｻｰﾋﾞｽ（訪リハ含む）で 3 点、2 ｻｰﾋﾞｽで 2 点
(6)リハ職専門の配置割合	5 以上（PT, OT,ST の全てを含む）で 5 点、5 以上で 3 点、3 以上で 2 点
(7)支援相談員の配置割合	3 以上（社会福祉士配置）で 5 点、3 以上（社会福祉士配置なし）で 3 点、2 以上で 1 点
(8)要介護４又は５の割合	50%以上で 5 点、35%以上で 3 点
(9) 喀痰吸引の実施割合	10%以上で 5 点、5%以上で 3 点
(10) 経管栄養の実施割合	10%以上で 5 点、5%以上で 3 点

△　送迎加算（片道）…１８４単位／回

【利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行った場合に加算されます】

△　療養食加算　…　８単位／回

【厚生労働大臣が定める療養食を提供したときに、１日につき３回を限度として加算されます】

△　個別リハビリテーション実施加算 …２４０単位／回

【医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づいて 20 分以上のリハビリを提供した場合に加算されます】

△　緊急短期入所受入加算　…９０単位／日〔7 日（やむを得ない場合は 14 日）を限度〕

【介護を行っている家族等の急な疾病や、その他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合で、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して担当介護支援専門員がその必要性を認め緊急に短期入所を利用した場合に加算されます】

△　若年性認知症利用者受入加算　…１２０単位／日

【若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当者を定め、担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算されます】

△　重度療養管理加算　…１２０単位／日

【要介護４または５の利用者に対して計画的な医学的管理を継続的に行った場合に加算されます】

△　総合医学管理加算　…２７５単位／日〔10日を限度〕

【治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、短期入所サービスをおこなった場合に加算されます】

△　緊急時施設療養費（緊急時治療管理）　５１８単位／日

【利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定されます。】

△　緊急時施設療養費（特定治療）　診療報酬の算定方法

【やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、診療報酬の算定方法で算定されます。】

△　口腔連携強化加算　…５０単位／回（１か月に１回を限度）

【口腔の健康状態の評価を行い、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価結果を情報提供した場合に加算されます】

◎　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　…１００単位／月

【利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減等を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に加算されます。また、そのデータにより業務改善の取り組みによる成果を確認している、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の適切な役割分担の取り組み等を行った場合に加算されます】

◎　介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　…上記の算定した単位数に９.７％を乗じた単位数

【介護職員の処遇改善の拡大のため、更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所で、所定の要件を満たす事業所に対して加算されます】

※地域区分単価（1単位当たりの単価）が、「7級地：10.14円」となります。
「サービス費」「加算」の合計金額に1.014を乗じた金額をご請求いたします。

【介護保険給付適応外】

△　食費（１日あたり）

朝食：４５０円 、 昼食：７５０円 、 夕食：６５０円　（1日：1，８５０円）

負担段階	１段階	２段階	３段階 ①	３段階 ②	４段階（基準額）
１日の上限額	３００円	３９０円	６８０円	１，４２０円	１，８５０円

◎　居住費（１日あたり）

負担段階	１段階	２段階	３段階①	３段階②	４段階（基準額）
多床室	０円	４３０円	４３０円	４３０円	６９７円
従来型個室	５５０円	５５０円	１，３７０円	１，４７０円	１，７２８円

※負担限度額の詳細については各市町村にお確かめ下さい。

△　文書料…

1.健康診断書・一般診断書・証明書＝２，２００円
2.警察用診断書・証明書（簡単なもの）＝３，３００円
3.生命保険用診断書・証明書＝５，５００円
4.年金関係診断書＝５，５００円
5.身体障害者用診断書＝５，５００円以上
6.死亡診断書（死体検案書）市町村提出用＝５，５００円以上
7.傷病手当金支給申請書＝１，１００円

※その他の診断書及び証明書等については内容により別途徴収させていただきます。

△　栄養補助食品…明治メイバランスミニ　…　９７円/個
明治メイバランスブリックゼリー　…　６４円/個
森永すっきりクリミール　＝１０２円／個

※嚥下困難や食欲低下等により食事があまり摂れない方や低栄養の方に対して、医師の指示に基づいて栄養補助食品を提供する場合の費用については、施設が負担いたします。

△　特別な室料（１日あたり）個室Ａ：５，０００円、個室Ｂ：４，０００円、
２人部屋：１，５００円

※個室には専用トイレを設置しており、個室および２人部屋のいずれも Wi-Fi 環境を整えております。

△　テレビレンタル料（１日あたり）…１００円（電気代込みで１５０円）

△　電化製品使用料（１日あたり）…５０円　※携帯電話や電気カミソリの充電は除く

△　理美容代　…実費（カット：１，８００円、毛染め：５，０００円）

△　洗濯代（１００ｇあたり）…４０円　（ご希望の際は利用時にお申し出ください）

△　特別食代（行事食）…行事等で特別な食事を提供した場合、別途料金を頂きます。

≪お支払い方法≫

・毎月１５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
・お支払い方法は、「現金支払い」・「銀行振込」・「銀行振替」があります。
（引落は行っておりません）
利用申し込み時にお選び下さい。

介護老人保健施設リハビリセンターグリーン TAOKA を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（予防）利用約款及び重要事項説明書、別紙１を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

介護老人保健施設
リハビリセンター　グリーン TAOKA　施設長　殿

令和　　年　　月　　日

＜説明者職氏名＞　職　種：　支援相談員

氏　名：　　印

＜利用者＞

住　所：

氏　名：　　印

＜署名代行者（家族等）＞

住　所：

氏　名：　　印

電話番号：

【本約款５条の請求書・明細書及び領収書の送付先】
□署名代行者と同じ　□署名代行者と異なる
＜署名代行者と異なる場合、下記にご記入下さい＞

氏　名：　　（続柄）

住　所：

電話番号：

【本約款１４条３項の緊急時の連絡先】
□署名代行者と同じ　□署名代行者と異なる
＜署名代行者と異なる場合、下記にご記入下さい＞

氏　名：　　（続柄）

住　所：

電話番号：